

# 農業者年金が さらに便利になります!

～より加入しやすく・生活設計に応じた年金受給～

ポイント

1

令和4年1月1日から

## 若い農業者が加入しやすいよう 保険料が引き下げられました

### 35歳未満の方は、月額1万円から加入できる!

35歳未満で認定農業者に該当しない等一定の要件を満たす方は、**1万円から（上限6万7千円）**でも通常加入できるようになります。（保険料の納付下限額が2万円から**1万円に引き下げ**られました。）

【保険料引き下げ（保険料1万円以上）の対象者】

次の①～⑤のいずれにも該当しない方

- ① 認定農業者かつ青色申告者
- ② 認定就農者かつ青色申告者
- ③ ①又は②の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者又は直系卑属
- ④ 認定農業者又は青色申告者
- ⑤ ①又は②以外の農業を営む者の直系卑属で、その農業に常時従事する後継者

【35歳未満の方の通常加入の保険料】  
（千円単位で選択できます）



ご相談は、最寄りの**農業委員会**または**JA**へお問い合わせください。

発行：一般社団法人宮城県農業会議

☎ 022-275-9164  
<https://www.miyanoukai.jp>



令和4年4月1日から

## 農業者年金の受給開始時期の 選択肢が広がりました

### 年金の受給開始時期を、ご自身で選択できる！

（昭和32年4月2日以降に生まれた方が対象）

年金の受給要件を満たした方は、年金の受給開始時期を、**ご自身で選択**することができます。

#### 【年金の受給開始時期】

- ・ 農業者老齢年金：65歳～75歳
- ・ 特例付加年金：65歳以上（年齢上限なし）

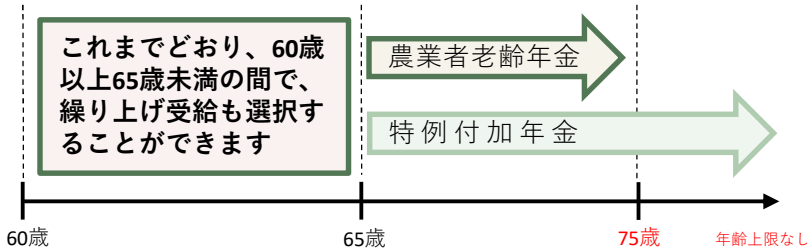
#### 【年金の受給要件】

##### 【農業者老齢年金】

- ・ 65歳以上であること

##### 【特例付加年金】

- ・ 60歳に達した日の前日において20年以上の保険料納付済期間等を有していること
- ・ 農業を営む者でないこと（**経営継承を完了していること**）
- ・ 65歳以上であること



令和4年5月1日から

## 農業者年金の加入可能年齢が 引き上げられます

### 加入可能年齢が、60歳から65歳に引上げ！

現在、農業者年金に加入できるのは、農業に従事（年間60日以上）する方で、20歳以上65歳未満の国民年金第1号被保険者ですが、**60歳以上65歳未満**で国民年金に任意加入している方も農業者年金に加入できるようになります。

#### 【国民年金の任意加入者とは】

国民年金の保険料納付済期間が480月（40年）に満たない60歳以上65歳未満の方で、年金額の充実を目的として、国民年金に任意で加入している方をいいます。

#### 【農業者年金の加入要件】

農業に従事（年間60日以上）する方で

